



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	国内におけるゲストハウスの特徴の変化に関する一考察：2012 年と2017 年に実施した質問紙調査の比較
Author(s)	石川, 美澄
Description	著者の所属：北海道大学（大学院国際広報メディア・観光学院 観光創造専攻 博士後期課程）および金沢星稜大学（2018年5月現在）
Citation	都市計画報告集, 17, 64-70
Issue Date	2018-05
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/70836
Rights	本著作物の著作権は日本都市計画学会に帰属します。本著作物は著作者である日本都市計画学会の許可のもとに掲載するものです。ご利用に当たっては「著作権法」に従うことをお願いいたします。
Type	journal article
File Information	17_64.pdf



国内におけるゲストハウスの特徴の変化に関する一考察

ー2012 年と 2017 年に実施した質問紙調査の比較ー

A Study on the Change of the characteristics of the “Guesthouses” in Japan : A Comparative between 2012 and 2017 Questionnaire Survey

石川 美澄*

Misumi ISHIKAWA*

The purpose of this paper is to compare the results of the 2017 Questionnaire Survey (2017QS) and the 2012 Questionnaire Survey (2012QS) to examine the secular change of the characteristics of the guest house. Specifically, we compare the results of both surveys and pick up only survey items for which relatively large changes were confirmed. As a result, three main points became clear. The guest houses increased rapidly after 2015. The proportion of guest houses, managed as corporations, have doubled. Guest houses using telephone and mail as a means of reservation have decreased significantly. On the other hand, guest houses using the Internet as a reservation means are rapidly increasing. In some guest houses with shared rooms, all of their beds were capsule beds (results from 2017QS only).

Keywords: accommodations, diversification, secular change
宿泊施設、多様化、経年変化

1. はじめに

(1) 背景

2012 年夏、筆者を含む石川・山村¹⁾は、ゲストハウスを「ゲストハウスやバックパッカーズ、ホステル、ドミトリ等と称する素泊まりを基本とした比較的低廉な宿泊施設」と定義した上で、国内のゲストハウス(353 軒)を対象に、その実態に関する質問紙調査を実施した。その結果、ゲストハウスの主な特徴として、①ゲストハウスは沖縄県や京都府に集中して立地しており、東京都にも比較的多く確認される、②ゲストハウスの大半が 2005 年以降の開業である、③ゲストハウスは簡易宿所営業の許可を取得し、個人事業である、④ゲストハウスの利用者属性は、主に 20～30 歳代の若年層が中心であり、利用者の旅行形態は 1 人旅や少人数グループである、⑤利用者のなかには比較的多くの外国人旅行者がいるという 5 つを指摘した。

ゲストハウスを対象とした調査・研究は、社会学や住居学、建築学等の多方面からも進められているが、これまでの既往研究(例えば文献¹⁾²⁾³⁾)が指摘するゲストハウスの特徴は、ほぼ共通している。すなわち、ゲストハウスは、相部屋やトイレ等の共同設備を有する低廉な宿泊施設であり、基本的には食事提供をしない。また、個人事業による経営が多いという点や旅館業法上の簡易宿所営業の許可を有する施設がほとんどであるという点も、ゲストハウスの主な特徴である。

しかしながら、現実には、多種多様なゲストハウスが開業し、日々運営されている。例えば、ゲストハウスの相部屋のベッドは、カーテン等で仕切られた二段ベッドが主流であった。しかし、最近開業したゲストハウスでは、プライベート空間を重視した個室やカプセル型のベッドが採用されるケースが散見される。また、旅館業法に基づかないいわゆる「違法民泊」が、ゲストハウスと称している場合もある。

このような現状を踏まえると、ゲストハウスの特徴も変化していると考えられる。そこで、筆者は、2017 年夏に前回とほぼ同様の質問紙調査を実施した。本稿はその調査結果をまとめたものである。

(2) 目的

本稿の目的は、2012 年と 2017 年に実施した「国内におけるゲストハウスの実態に関する調査」の結果を比較し、ゲストハウスの特徴の変化について考察することである。具体的には、両調査の結果を比較し、比較的大きな変化が確認された調査項目を取り上げる。なお、本稿の目的を達成することで、ゲストハウスの経年変化の一端が明らかになるとともに、ゲストハウスに関する基礎資料の更新が可能となると考える。以下、2012 年に国内のゲストハウスを対象に実施した質問紙調査のことを 2012QS、同じく 2017 年に実施した同様の調査を 2017QS と略記する。

2. 調査の概要・手順

本章では、2017QS の概要とその手順について示す。なお、2012QS の概要等については文献¹⁾を参照されたい。

(1) 2017QS の調査概要

まず、本調査は質問紙を用いた郵送調査である。具体的には、依頼文(A4 用紙 1 枚)、質問紙(B4 用紙 1 枚)、返信用料金受取人払い封筒(1 通)を対象となるゲストハウス 992 軒に郵送した(図 1 参照)。なお、本調査におけるゲストハウスの定義は 2012QS と同様とした。すなわち、それは「ゲストハウスやバックパッカーズ、ホステル等と自称している宿泊施設」⁴⁾である。

(2) 調査対象選定の手順

次に、2017QS で調査対象とした 992 軒の調査票配布対象施設をどのような手順で抽出したのかについて述べる。なお、基本的には 2012QS と同じ手順を踏んでいる。まず、世界最大級の低廉

* 正会員・金沢星稜大学 (Kanazawa Seiryō University)

	2012QS	2017QS
調査方法	質問紙を用いた郵送調査	同左
調査期間	2012 年 5 月 26 日～7 月 5 日 (当日消印有効)	2017 年 6 月 12 日～8 月 31 日 (当日消印有効)
質問紙配布先	ゲストハウス (353 軒) ※このうち 2 通は「あて所に尋ねあたら ない」等の理由で返却された	ゲストハウス (992 軒) ※このうち 17 通は「あて所に尋ねあたら ない」等の理由で返却された
回収率	28.9% (102 票)	28.9% (287 票)
分析対象	102 票中、ゲストハウス (バックパッカーズ、ホステル含む) と回 答した 100 軒を分析対象とする。	287 票中、ゲストハウス (ホステル含む) と回答した 254 軒を分析 対象とする。
主な調査項目	①開業年 (記)、②旅館業法上の営業許可区分 (単選)、③宿泊施設 形態 (単選)、④経営体 (単選)、⑤年間延べ宿泊者数、年間稼働率 (記)、⑥施設所在地 (記)、⑦建物様式 (単選)、⑧土地所有者・ 物件所有者・経営者・運営者の関係 (単選)、⑨延べ床面積 (単選)、 ⑩客室数と最大収容人数 (記)、⑪相部屋・共有スペースの有無 (単 選)、⑫宿泊料金 (記)、⑬食事サービスの有無 (単選)、⑭予約ソ ール (複選)、⑮宿泊者の年齢層 (複選)、⑯宿泊者の旅行形態 (単 選)、⑰外国人旅行者の利用状況 (単選)、⑱開業動機 (記)、⑲開 業場所選択理由 (記)、⑳回答者属性 (単選)	①開業年 (記)、②旅館業法上の営業許可区分 (単選)、③宿泊施設 形態 (単選) とその変更の有無・内容 (単選・記)、④経営体 (単 選)、⑤年間延べ宿泊者数、年間稼働率 (記)、⑥施設所在地 (記)、 ⑦建物様式 (単選)、⑧土地所有者・物件所有者・経営者・運営者 の関係 (単選)、⑨延べ床面積 (単選)、⑩最大収容人数 (記)、⑪ 相部屋・共有スペースの有無 (単選) とカプセル型ベッドの有無・ 割合 (単選)、⑫宿泊料金 (記)、⑬食事サービスの有無 (単選)、 ⑭予約ソール (複選)、⑮宿泊者の年齢層 (複選)、⑯宿泊者の旅行 形態 (単選)、⑰外国人旅行者の利用状況 (単選)、⑱開業動機 (記)、 ⑲開業場所選択理由 (記)、⑳回答者属性 (単選)

図 1 2012QS と 2017QS の概要

※ 図中の「主な調査項目」に示した (記)、(単選)、(複選) は、それぞれの設問が自由記述式、単一選択式、複数選択式であることを示している。ま
た、下線部分は、2017QS 時に追加または削除した項目を示している。

な宿泊施設予約サイト「Hostel World」の中から、Home>ホス
テル>アジアのホステル>日本の順で絞り込み、各地に登録されて
いる Hostels をリストアップした²⁾。その結果、558 軒が抽出さ
れた (調査日 2017 年 5 月 16～19 日)。また、国内の宿泊施設の
公式ホームページリンク集サイト「旅行と宿のクリップ」内の宿
泊施設タイプ「民宿/ゲストハウス」に登録されている全 3,700
軒のホームページにおいて、「ゲストハウス」や「ホステル」等
と自称していることが確認できる施設をリストアップした (2017
年 5 月 8 日閲覧)。なお、それらが確認できない、または記載さ
れていない施設は調査対象外とした。また、「旅行と宿のクリッ
プ」の画面上で「民宿」ならびに「B&B」「ペンション」「保養所」
という用語が確認できた施設については、施設自体のオフィシャル
ホームページは確認せず、その時点で調査対象外とした。民宿
とゲストハウスを併記している施設、ユースホステル・ユースゲス
トハウスと表記しているものも除外した。また、民宿の英訳とし
て Guesthouse を用いている施設、月貸しの賃貸物件か否かの見
極めが困難なものについても除外した。ただし、いわゆる民泊 (ホ
ームシェア) と推察される施設については、調査対象に含めた。
以上の手順によって、2017QS では、岩手県を除く 46 都道府県に
立地する計 992 軒の調査票配布対象施設が抽出された (図 1 参照)。

3. 調査結果 (その 1) : 調査票送付時点で確認できた相違

2017QS の調査準備を進める段階で、2012QS と異なる点が確認
された。それは、調査票配布の対象となった施設数が大幅に増加
した点である。表 1 は、2012QS と 2017QS の調査票配布対象施設
を都道府県別に整理し、その上位 10 地域を示したものである (表
1 参照)。表 1 によれば、2012QS 当時は沖縄県に調査票配布対象
施設がやや集中していたことや 2017QS では京都府や大阪府、東

京都等に立地する施設が目立つようになったことが分かる。また、
この 5 年間で、調査票配布対象施設数は、京都府で約 2.7 倍、大
阪府で約 6.2 倍、東京都・長野県で約 3.6 倍、石川県で 4.8 倍、
香川県で約 7.3 倍増加した。調査票配布対象施設数が 5 年前に比
べて減少した都道府県は見られなかった。

ただし、2012QS 時点では調査対象だったが、2017QS 時点では
調査対象外となった施設は確認できた³⁾。また、2012 年以前か
ら開業していたが、2012QS では調査対象とはならず、2017QS で
調査対象となった施設もあった⁴⁾。

表 1 調査票配布対象施設の分布 (上位 10 地域のみ)

2012QS (n=353)		2017QS (n=992)	
都道府県名	施設数 ^{※1}	都道府県名	施設数 ^{※1}
沖縄県	94 (26.6)	京都府	173 (17.4)
京都府	63 (17.8)	沖縄県	122 (12.3)
北海道	28 (7.9)	大阪府	118 (11.9)
東京都	25 (7.1)	東京都	90 (9.1)
大阪府	19 (5.4)	北海道	61 (6.1)
奈良県	14 (4.0)	長野県	40 (4.0)
長野県	11 (3.1)	奈良県	30 (3.0)
広島県	8 (2.3)	石川県 ^{※2}	24 (2.4)
熊本県	8 (2.3)	香川県 ^{※2}	22 (2.2)
鹿児島県	8 (2.3)	広島県	21 (2.1)

※1 括弧で括っている数値は割合 (単位: %) を示している。

※2 2012QS の石川県における調査票配布対象施設数は 5 軒であり、香川県
は 3 軒だった。

4. 調査結果 (その 2) : 5 年間で変化のあった項目

本章以降は、2012QS と 2017QS で回答が得られた調査票のうち、
上述した本調査におけるゲストハウスの定義に該当した回答⁵⁾

のみを抽出し（2012QS では100軒、2017QS では287軒）、その結果を比較する（図1参照）。

なお、本章と次章で扱う調査結果には、その施設所在地に一定程度の偏りがみられる（表2参照）。表2の2012QSでは、分析対象となるゲストハウス100軒のうち、5割が沖縄県・京都府・大阪府の3地域で占められている。一方の2017QSでは、上位5地域を合わせても全体（287軒）の5割には及ばなかった。すなわち、2017QSのほうが2012QSに比べ、特定の地域に限定されない調査結果となっているといえる。

表2 「自施設はゲストハウスである」と回答した施設の分布
（上位5地域のみ）

2012QS (n=100)		2017QS (n=254)	
都道府県名	回答数 ^{※1}	都道府県名	回答数 ^{※1}
沖縄県	19 (19.0)	大阪府	30 (11.8)
京都府	19 (19.0)	京都府	26 (10.2)
大阪府	10 (10.0)	東京都	17 (6.7)
北海道	8 (8.0)	沖縄県	16 (6.3)
東京都	7 (7.0)	北海道	15 (5.9)
奈良県	5 (5.0)	奈良県	15 (5.9)

※1 括弧で括っている数値は割合（単位：％）を表している。

(1) ゲストハウスの開業年

2017QSの結果を踏まえると、2015年から2016年のあいだに開業したゲストハウスが多かったことがわかった（図2参照）。特に、2015年と2016年に開業したゲストハウスは、他の年に開業したそれとは異なる伸びを示していた。なお、2012QSと2017QSの調査時期が2012年5～7月と2017年6～8月だったため、図中の2012年と2017年の数値は落ち込んでいる。

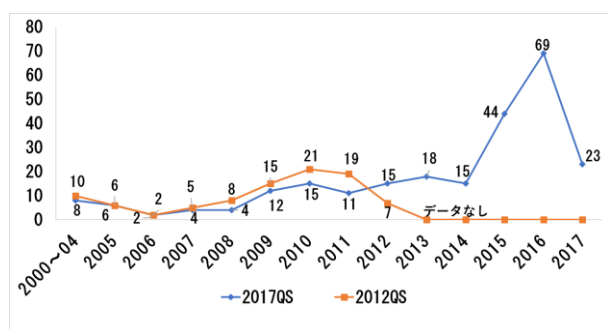


図2 ゲストハウスの開業年

※横軸は開業年、縦軸は軒数を表している。

※両調査では、1960年代～1990年代に開業したと回答したゲストハウスも数軒確認できるが、上図では省略している。

※2017QSでは「無回答」が1軒あった。2012QSでは、2013年以降の開業に関するデータは入手できないため、「データなし」と表記している。

(2) ゲストハウスの経営主体

2017QSのゲストハウスの経営主体に関する設問では、「個人事業」が142軒（55.9%）と最も多く、次いで「株式会社」が74軒（29.1%）となった（表3参照）。2012QSと比較すると、「株式会社」がゲストハウス経営を行っているという回答した施設の割合は、

5年間で約2倍となった。なお、ゲストハウスの大半は、旅館業法上の「簡易宿所営業」を取得しており、5年間で大きな変化は確認できなかった（2012QSは85.0%、2017QSは85.8%が取得）。

表3 ゲストハウスの経営主体

	株式会社	有限・合名・合資会社	個人事業	その他	合計
2012 QS	14 14.0	12 12.0	74 74.0	0 0.0	100
2017 QS	74 29.1	22 8.7	142 55.9	16 6.3	254

※上段は回答数（単位：軒）を、下段は割合（単位：％）を示している。

※2017年調査の「その他」の内訳：合同会社が12軒、NPO法人が2軒、有限責任事業組合が1軒、一般社団法人が1軒だった。

(3) ゲストハウスの所有・経営・運営

ゲストハウスの土地・物件の所有と経営、そして日々の運営を行う主体の関係についてまとめた（表4-1、4-2、4-3参照）。

表4-1 ゲストハウスの土地所有者と物件所有者の関係

土地所有者と物件所有者					
	同一	異なる	不明	無回答	計
2012	73 73.0	18 18.0	5 5.0	4 4.0	100
2017	172 67.7	70 27.6	11 4.3	1 0.4	254

表4-2 ゲストハウスの物件所有者と宿経営者の関係

物件所有者と宿経営者					
	同一	異なる	不明	無回答	計
2012	38 38.0	57 57.0	0 0.0	5 5.0	100
2017	119 46.9	133 52.4	1 0.4	1 0.4	254

表4-3 ゲストハウスの宿経営者と実質的な運営者の関係

宿経営者と実質的な運営者					
	同一	異なる	不明	無回答	計
2012	86 86.0	10 10.0	0 0.0	4 4.0	100
2017	207 81.5	44 17.3	1 0.4	2 0.8	254

※いずれの表も上段は回答数（単位：軒）を、下段は割合（単位：％）を示している。

まず、ゲストハウスの土地所有者と物件所有者の関係について示す（表4-1参照）。2017QSの場合、両者が「同一」として回答した施設は全体の67.7%を占め、「異なる」と回答した施設は27.6%を占めた。2012QSと比較すると、土地所有者と物件所有者が、同じ人物・組織であるというゲストハウスの割合はやや減少し、両者は別人・別組織であるというゲストハウスの割合がやや増加した。次に、ゲストハウスの物件所有者と宿経営者の関係についてである（表4-2参照）。2017QSの場合、両者は「同一」で

あると回答した施設が 119 軒 (46.9%)、両者は「異なる」と回答した施設が 133 軒 (52.4%) だった。2012QS と比較すると、物件所有者と宿営者が同一というゲストハウスの割合は、やや上昇した。そして、ゲストハウスの宿営者と実質的な運営者（例えば、マネージャー）の関係についてもまとめた（表 4-3 参照）。両者が「同一」とであると回答した施設は、2017QS では 81.5% を占めた。この結果と 2012QS の結果（86.0%）を比べると、宿営者と実質的な運営者が同一であるというゲストハウスの割合は、やや低下した。

(4) 交流スペースの有無

宿泊者らが交流できるスペースを有しているかどうかを尋ねた結果、「交流スペースあり」と回答したゲストハウスは、2012QS で 97.0% (97 軒)、2017QS で 96.1% (244 軒) となり、5 年間での変化はほぼなかった（表 5-1 参照）。次に、「交流スペースあり」と回答したゲストハウスに対して、その具体的な内容について尋ねた（表 5-2 参照）。その結果、2012QS も 2017QS も、「リビング」と回答したゲストハウスが最も多かった。一方で、両結果を比較すると、「リビング」や「キッチン」と回答したゲストハウスの割合は、5 年間でやや低下し、「カフェ」等の料飲スペースが、その機能を果たしていると回答したゲストハウスの割合が増した。

表 5-1 交流スペースの有無

	交流 SP あり	交流 SP なし	不明	無回答	計
2012	97 97.0	2 2.0	0 0.0	1 1.0	100
2017	244 96.1	10 3.9	0 0.0	0 0.0	254

※上段は回答数（単位：軒）を、下段は割合（単位：%）を示している。

表 5-2 交流スペースの具体的な内容

	リビング	キッチン	フロント	カフェ	その他	無回答
2012	76 78.4	33 34.0	14 14.4	8 8.2	15 15.5	5 5.2
2017	164 67.2	75 30.7	40 16.4	40 16.4	39 16.0	2 0.8

※上段は回答数（単位：軒）を、下段は割合（単位：%）を示している。
※割合の分母は、2012QS は 97 軒、2017QS は 244 軒である。ただし、自由記述回答（複数回答可）のため、割合の計は 100% にならない。※「リビング」にはラウンジや居間、「キッチン」にはダイニングや食堂、「フロント」には屋上や庭等、「カフェ」にはバーやレストラン、「その他」には談話室やコモンルーム等の回答がそれぞれ含まれている。

(5) 食事提供の有無と宿泊料金

まず、ゲストハウスに対して食事提供の有無を尋ねた（表 6 参照）。2017QS では、「食事提供あり」のゲストハウスは 79 軒 (31.1%) であり、「食事提供なし」は 173 軒 (68.1%) だった。この結果と 2012QS を比較すると、「食事提供あり」のゲストハウスの割合は、5 年間で 20.4% から 31.1% となった。

次に、ゲストハウスの 1 泊当たりの宿泊料金（素泊まり料金）について尋ねた（表 7 参照）。2017QS では、素泊まり料金が「2,500 円以上 3,000 円未満」と回答したゲストハウスが最も多く、71 軒 (28.0%) だった。その次に、「3,000 円以上 3,500 円未満」が 63 軒 (24.8%) と続いた。2012QS の結果と比較すると、素泊まり料金が「2,000 円未満」と回答するゲストハウスの割合は 5 年間で 11.0% から 5.9% に低下し、素泊まり料金を「3,000 円以上」や「4,000 円以上」に設定しているゲストハウスの割合が上昇した。

表 6 食事提供の有無

	提供あり	提供なし	無回答	計
2012	20 20.4	77 78.6	1 1.0	98
2017	79 31.1	173 68.1	2 0.8	254

※上段は回答数（単位：軒）を、下段は割合（単位：%）を示している。

※重複回答（2012QS、2 票）は「無効」とした。

※「食事提供あり」という回答には、朝食のみを提供しているというものも含んでいる。

表 7 宿泊料金（素泊まり料金）

	2012	2017
2,000 円未満	11 (11.0)	15 (5.9)
2,000 円以上	12 (12.0)	31 (12.2)
2,500 円以上	35 (35.0)	71 (28.0)
3,000 円以上	19 (19.0)	63 (24.8)
3,500 円以上	8 (8.0)	31 (12.2)
4,000 円以上	9 (9.0)	32 (12.6)
その他	0 (0.0)	8 (3.1)
無回答	6 (6.0)	3 (1.2)
計	100 (100.0)	254 (100.0)

※表中の括弧は割合（単位：%）を示している。※「部屋タイプによって異なる」や「〇円～」「〇円～〇円」という記述については、書かれている最も安い料金を選んでカウントした。

(6) 宿泊予約ツール

ゲストハウスの宿泊予約ツールについて尋ねた（表 8 参照）。

表 8 宿泊予約ツール

	電話	FAX/郵送	電子メール	自社ホームページ	じゃらん系	三系	その他	無回答
2012	36 43.9	3 3.7	28 34.1	28 34.1	32 39.0	32 39.0	0 0.0	0 0.0
2017	55 21.7	0 0.0	24 9.5	79 31.2	108 42.7	163 64.4	3 1.2	1 0.4

※上段は回答数（単位：軒）を、下段は割合（単位：%）を示している。

※選択肢を 3 つ以上選んでいる票については無効とした（2012QS は 18 軒、2017QS は 13 軒が無効となった）。そのため、表中の割合の分母は、2012QS は 82 軒、2017QS は 253 軒である。また、複数回答のため、割合の計は 100% にならない。※2017QS のその他の内訳は、「リピーター」1 票、「Facebook ページ内メッセージ」1 票、「エア・ビー&ビー、ホームアウェイ」1 票だった（鍵括弧内の表記はママである）。

表 8 によれば、2017QS では「HW 系（Hostel World などの外資系宿泊サイト）」を利用しているゲストハウスが最も多く 163 軒（64.4%）だった。続いて、「じゃらん系（じゃらん net や楽天トラベルなどのインターネットサイト）」が 108 軒（42.7%）、「自社ホームページ」が 79 軒（31.2%）となった。また、「電話」は 55 軒（21.7%）だった。2012QS の結果と比べると、5 年間で「電子メール」や「電話」と回答したゲストハウスの割合は大幅に低下したことがわかった。一方で、「HW 系」の占める割合は 39.0%から 64.4%に高まっていることが確認できた。

(7) 宿泊者の属性

2012QS と 2017QS では、ゲストハウス宿泊者の年齢と旅行形態（一人旅や小グループ旅行等）、および外国人による利用状況について尋ねたが、年齢と旅行形態の結果については大きな変化は確認できなかった。一方で、外国人による利用状況は、この 5 年間で一定程度の変化が確認できた（表 9、10 参照）。

表 9 外国人宿泊者の有無

	ない、又は ほとんどない	ある、又は よくある	無回答	計
2012	19 19.0	81 81.0	0 0.0	100 100.0
2017	25 9.8	225 88.6	4 1.6	254 100.0

※上段は回答数（単位：軒）を、下段は割合（単位：%）を示している。

表 10 宿泊者全体に対する外国人旅行者の利用状況

	2012	2017
宿泊者全体に対する 外国人旅行者 の割合	30%未満である 33.0	58 22.8
	30%以上 50%未満である 16.0	42 16.5
	50%以上 70%未満である 10.0	57 22.4
	70%以上である 32.0	87 34.3
その他	0 0.0	1 0.4
無回答	9 9.0	9 3.5
合計	100 100.0	254 100.0

※上段は回答数（単位：軒）を、下段は割合（単位：%）を示している。

表 9 は、ゲストハウスにおける外国人の利用状況に関する結果である。外国人の宿泊が「ある、またはよくある」と回答したゲストハウスの割合は、2012QS は 81.0%、2017QS は 88.6%となり、両調査で大きな変化は確認できなかった。

表 10 は、ゲストハウス宿泊者全体に対する外国人利用の割合に関する結果である。2017QS では、宿泊者全体に対する外国人旅行者が「70%以上である」と回答したゲストハウスが 34.3%（87 軒）と最も多く、次に「30%未満である」が 22.8%（58 軒）、「50%以上 70%未満である」が 22.4%（57 軒）と同程度の割合だった。

2012QS と比べると、宿泊者全体に対する外国人旅行者が「30%未満である」と回答したゲストハウスの割合は、5 年間で 10.2%低下し、「50%以上 70%未満である」と回答したゲストハウスの割合が 12.4%上昇したことが明らかになった。なお、「30%以上 50%未満である」と「70%以上である」と回答したゲストハウスの割合に、大きな変化は見られなかった。

5. 調査結果（その 3）：2017QS で新たに追加した調査項目

2017QS では、新たに追加した調査項目がある。その 1 つが、相部屋におけるカプセル型ベッド（写真 1 参照）の有無である^⑥。2012QS との比較はできないが、今後の観光研究や観光まちづくりに有用な知見となると考えられることから、ここに結果を示す（表 11-1、表 11-2、図 3 参照）。



写真 1 カプセル型ベッドの例 写真提供：A 宿泊施設（仮称）

表 11-1 相部屋の有無

	なし	常時 あり	時期に応 じてあり	無回答	計
2012	16 16.0	78 78.0	4 4.0	2 2.0	100 100.0
2017	44 17.4	204 80.6	5 2.0	0 0.0	253 100.0

※上段は回答数（単位：軒）を、下段は割合（単位：%）を示している。
※整合性が取れていない回答（2017QS、1 票）は無効とした。※表中の「時期に応じてあり」とは、閑散期または繁忙期に相部屋を設ける場合を指す。

表 11-2 相部屋が常時あると回答したゲストハウスにおけるカプセル型ベッドの割合

10 割	9-7 割	6-4 割	3-1 割	無し	無回答	計
37 18.1	18 8.8	17 8.3	14 6.9	116 56.9	2 1.0	204 100.0

※上段は回答数（単位：軒）を、下段は割合（単位：%）を示している。
※2012QS では、この質問項目を設定していなかった。そのため、2017QS のデータのみを示す。

先行研究でも指摘されているとおり、相部屋はゲストハウスの代表的な特徴の一つである。2017QS では、80.6%（204 軒）のゲストハウスが「相部屋は常時ある」と回答した（表 11-1 参照）。この結果は、2012QS の結果とも大きく変わらなかった。

次に、「相部屋は常時ある」と回答したゲストハウスに対して、その相部屋の寝床はカプセル型ベッドか否かを尋ねた（表 11-2 参照）。「相部屋は常時ある」と回答したゲストハウスの半数以上

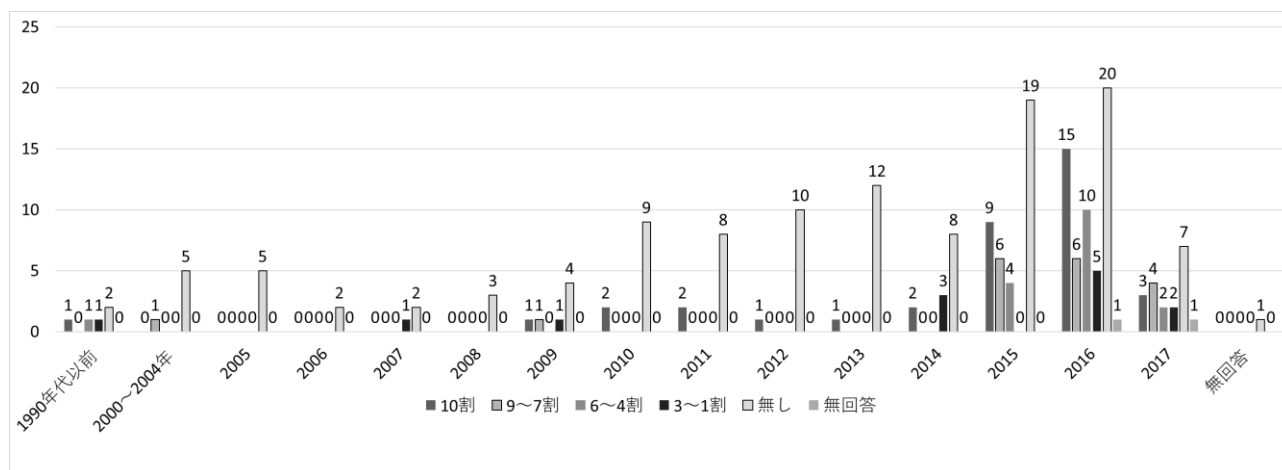


図3 カプセル型ベッドの有無と開業年 (2017QS n=287)

は、カプセル型ベッドは「無い」と回答した (116 軒、56.9%)。一方で、「相部屋は常時ある」と回答した施設の 18.1% (37 軒) は「10 割」、すなわち相部屋の寝床全てが、カプセル型ベッドであることが明らかになった。また、カプセル型ベッドの有無と開業年の関係では、2014 年頃からカプセル型ベッドを有する施設が増加し始めていることが確認できた (図3 参照)。

6. まとめと今後の課題

本稿では、2012 年と 2017 年に実施した「国内におけるゲストハウスの実態に関する調査」の結果を比較し、ゲストハウスの特徴の経年変化について明らかにした。その結果を以下にまとめる。

- ① 以前からゲストハウスの開業は見られたものの、2015 年と 2016 年に開業したゲストハウス数は、他の年よりも抜きんて多かった。
- ② 個人事業として経営されているゲストハウスの割合は、5 年間で 74.0%からは 55.9%にまで低下した。一方で、株式会社としてゲストハウスを経営する施設の割合は、14.0%から 29.1%と約 2 倍になっていることが確認された。
- ③ 2012QS と比較すると、2017SQ では土地所有者と物件所有者は別人ないし別組織であるというゲストハウスの割合がやや増加した。また、宿経営者と実質的な運営者が同一だとするゲストハウスの割合はやや減少した。そして、ゲストハウスの物件所有者と宿経営者は「同一」とであると回答した施設の割合はやや増加した。
- ④ 宿泊者らが交流できるペースを有するという点では大きな変化は見られなかったが、その場所が「リビング」や「キッチン」であると回答したゲストハウスの割合は、5 年間でやや低下し、「カフェ」等の料飲スペースと回答したゲストハウスの割合は 2 倍に上昇した。2017QS では、相部屋を有するゲストハウスの一部では、相部屋のベッドの全てがカプセル型ベッドであることが確認できた。
- ⑤ 食事を提供するゲストハウスの割合は、5 年間で約 10%増加した。また、素泊まり料金を 2,000 円未満や 2,500 円以上と設定するゲストハウスの割合は 5 年間でやや低下し、

反面 3,000 円以上や 4,000 円以上とするゲストハウスがやや増加した。

- ⑥ 宿泊予約ツールの面では、電話や電子メールでの予約のやり取りは 5 年間で大幅に減少し、外資系宿泊サイトや国内の宿泊サイトなどのインターネットを経由して予約を受けるゲストハウスが増加した。
- ⑦ ゲストハウス宿泊者全体に対して、外国人旅行者の利用の割合が 30%未満と回答したゲストハウスは、5 年間で 10.2%減少し、50%以上 70%未満であるとしたゲストハウスの割合は 12.4%増加した。

これらの結果から示唆されることは、以下の 3 つである。

第一に、2015 年と 2016 年の 2 年間に開業したゲストハウスが他の年に比べて多く確認できたことから、「ゲストハウスブーム」ともいえる状態にあると考えられる点である。ただし、今回の調査方法では、得られた結果が、最近開業したゲストハウスからの返答率が高かったためか、この期間に開業したゲストハウスが多かったためかは判別できない。しかしながら、2017QS では、1 年間に 44 軒 (2015 年) や 69 軒 (2016 年) のゲストハウスが開業している点やゲストハウスの大半が簡易宿所営業の許可を有している点、および厚生労働省による報告では全国の簡易宿所営業数が増加している点⁽⁷⁾を踏まえると、2015 年頃から現在にかけてはゲストハウスブームともいえる状況にあると推察できる。第二に、ゲストハウスの特徴の一つとされてきた「個人事業によるゲストハウス経営」という点を再度検討する必要があるという点である。そして第三に、ゲストハウスの特徴が変化し、その形態が多様化・細分化していることから、ゲストハウスと一括りにして調査等を実施するには限界が生じているという点である。特に、2017QS では、部屋を有するゲストハウスの約 2 割は、カプセル型ベッドを設置していた。この点だけをみれば、いわゆるカプセルホテルと大差ない。また、本稿ではゲストハウスとホステルを区別せず、「ゲストハウス」と一括りにして分析を行った。しかしながら、都市部を中心に、相部屋を備えた比較的大規模の大きい宿泊施設は「ホステル」と称して、事業展開がなされている

ように思われる。

今後の課題としては、宿泊施設が多様化するなかで、「ゲストハウス」と一括りにして論じることの妥当性・必要性を検討しなければならない。ゲストハウスの特徴を整理し、類型化する必要もあると思われる。また、先行研究では、個人事業によるゲストハウスと地域の関係等についての調査研究が進められているが、今後は、株式会社等によるゲストハウス経営と地域の関係についても考察する必要があるだろう。具体的には、カフェやバーが併設されている比較的大型のゲストハウス等を対象に、経営者や現場スタッフに対するヒアリング調査やその場所の使われ方調査等を通して、観光客だけでなく、住民の生活の質ならびに地域の魅力の向上に寄与する宿泊施設ないし宿泊業のあり方についても考察したい。

補注

- (1) このように定義した理由については、文献 1) を参照されたい。ここでは、旅館業法などの客観的指標によるゲストハウスの定義づけは難しく、それゆえ宿泊施設側の主観が反映されやすい施設名を重視したという点のみ記しておきたい。
- (2) ウェブサイトのデザイン変更等に伴い、ゲストハウスを絞り込む手順が 2012QS と若干異なる。
- (3) 北海道を例に見てみると、4 軒確認された。うち、現在も営業中が 1 軒、閉業または一時休業が 2 軒、不明が 1 軒だった。
- (4) 補注 3 と同様に、北海道では、民宿等からゲストハウスへと名称を変更した施設が確認できた。
- (5) 質問紙にある設問に注目し、その施設がゲストハウスか否かを整理した。その具体的な問いとは「宿の形態は、次のどれに当てはまるとお考えですか。(○印は 1 つだけ)」であり、その選択肢は「a. 民宿 b. ペンション c. ゲストハウス d. ホステル e. ホテル・旅館 f. カテゴリーにこだわっていない g. その他」である。
- (6) 筆者が、ゲストハウスを対象に調査を始めた当初は、相部屋に配されているベッドの多くは既製品や手作りの二段ベッドであり、カーテンやすだれで目隠しをするような寝具が主流であった。しかしながら、近年プライバシーやプライベート空間を重視したカプセル型ベッドを配するゲストハウスが増加しているように思えたため、2017QS ではこの調査項目を新たに盛り込み、実態を把握することとした。
- (7) 2011 年に 24,506 軒だった簡易宿所営業施設は、2015 年には 27,169 軒と増加している。

参考文献

- 1) 石川美澄・山村高淑(2014),「国内における宿泊施設型ゲストハウスの経営と利用の実態に関する研究」, 都市計画論文集, 49(2), pp. 140-145
- 2) 松原小夜子(2016),「都道府県別にみた宿泊型ゲストハウスの開業実態」, 相山女学園大学研究論集自然科学篇, 47, pp. 95-107
- 3) 長田浩幸・横山俊祐・徳尾野徹(2015),「5456 宿泊施設型

ゲストハウスと地域との連関に関する研究」, 学術講演梗概集, pp. 911-912, <http://ci.nii.ac.jp/naid/110009998851/>, 2017. 8. 28 入手

- 4) 厚生労働省, 平成 27 年度衛生行政報告例の概況, 日本語, http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei_houkoku/15/d1/kekka3.pdf, 2017. 11. 13

付記

本調査では、全国のゲストハウス関係者の皆様にご協力いただきました。心より感謝申し上げます。また、北海道大学観光学高等研究センターの山村高淑教授には、調査票作成時点において貴重なご指摘をいただきました。

日本観光研究学会第 32 回全国大会(2017 年 12 月)にて、2017QS のデータの一部を発表しました。2012QS は一般財団法人北海道開発協会の平成 24 年度研究助成を受けて実施しました。

なお、本稿には、文献 1) で発表した内容が一部含まれていますが、本稿の文責はすべて筆者にあります。